第５回広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会　会議録

１　開催概要

　⑴　開催日時

平成２８年３月２２日（火）１３：３０～１５：３０

　⑵　開催場所

広島市役所１４階災害対策本部専用室

　⑶　出席者（五十音順、敬称略）

　　・清水　富美男

（広島司法書士会元会長、成年後見センター・リーガルサポート広島支部副支部長

　　・神野　礼斉

　　（広島大学大学院法務研究科 教授）

　　・西本　勝則

　　（社会福祉法人広島市社会福祉協議会 事務局長）

　　・広森　明子

　　（公益社団法人広島県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあひろしま運営委員長）

　　・坂下　宗生（松本構成員の代理出席）

　　（広島弁護士会高齢者・障害者等の権利に関する委員会 元委員長）

　⑷　オブザーバー

　　　広島家庭裁判所

　⑸　広島市関係課

　　　広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課（事務局）

　　　　　　〃　　　　地域福祉課

　　　　　　〃　　　　障害福祉部障害自立支援課

　　　　　　〃　　　　障害福祉部精神保健福祉課

　　　安芸区厚生部健康長寿課

２　会議録

⑴　開会

　　　事務局より、本懇談会の説明

⑵　資料１について

事務局より資料１により、第１回～第４回までの内容の確認と、第５回（今回）での追加・変更内容の説明を行った。

（清水構成員）：　今までの懇談会では事務局案のない状態での話合いだったが。

（事　務　局）：　この度は事務局案を考えているので、これに対して御意見を伺うという形で進めたい。

⑶　資料２－１、２－２、資料３について

事務局より、資料２－１、資料２－２、に沿って、事業の流れの説明を行った。

また資料３に沿って、資料２－１、２－２の補足説明を行った

（坂下弁護士）：　事務局案では、「①事業開始時は専門職・社協法人後見との複数後見で受任してそのあと独り立ちする、②一定期間経過したらいきなり単独受任する」とのことだが、その根拠としては家裁の意向に沿っているからなのか、それとも養成側のノウハウができるだろうからなのか、どちらがメインの理由なのか。

（事　務　局）：　両方である。

（坂下弁護士）：　専門職が複数後見で受任する根拠としては、養成側から見て、市民後見人候補者が単独受任可能な段階に至ったか見極める眼力を高めるためなのか。もしそうであれば、初めに①のプロセスを踏むことが、どのように養成側の見極め力を向上させるのかが分からない。

（清水構成員）：　もう一つ、だれが見極めるか、という問題もある。

（坂下弁護士）：　それが具体的に誰なのかはっきりさせないと危険ではないか。

（清水構成員）：　当初から議論に上がっている、誰が責任をもってこれをやっていくのかという問題と同じである。責任をだれが取るのかということが明らかになれば、それを中心に、今の見極めまでそこが主体となって行えばいいと思う。

（事　務　局））：　市としては、市民後見人養成事業と市民後見人バンク（管理）事業を社協への委託により実施することを考えている。そういう意味では、委託先が当然実施主体で、実施責任者でもある。最終的には委託元の市の責任ということになると思う。

また、先ほど養成する側の目を肥やすということについて御指摘いただいたが、選考のノウハウ（市民後見人の活動量の見極めなど）の蓄積をし、最終的には単独受任というところにたどり着ければという風に思っている。

（西本構成員）：　社協としては、今の社協のシステムを使ってもらうことにはひとつも問題ない。ただ、大量の応募者を対処しきれないとか、各過程での選考を行うのは大変ということで、まず既存のものを生かして事業開始することになったはずであるから、モデル事業を先行実施しないのはどうかと思う。大量の応募者を受け入れるということになると、社協の運営に大きな支障が出る。

また、問題が発生したときに備えて、フォローアップの体制というのをまず考えるべきという話はずっとしていた。

今回の話でも、三士会の協力を得ると言っているだけで、それ以上の具体的な話がなされていない。

（広森構成員）：　今回の懇談会は、資料の２のこういう形で今後進めていくことへの意見を求めるということでいいのか。

（事　務　局）：　事務局で案を作成したので、これに対する御意見を伺いたい。

　　　　　　　　絶対にこの事務局案に沿って進めていくというものではない。

前回の懇談会ではバンク登録までのイメージしかなかったため、今まで懇談会での御意見や、市内部での意見を反映しつつ、今回は市民後見人が実際に選任されるところまで含めて案を作成している。

（清水構成員）：　広島市においては急がずに、もっと広く呼び掛けて適性な人を見つけ、職業的な後見人とは全く違う市民後見人の姿を改めて創設していくような形でやっていった方がいいのではないか。

横田主任書記官：　事業化に対しては申し上げる立場にはない。

ただ、家庭裁判所としても、市民後見人の重要性というものについては既に認識がある。今後もできる限り（懇談会に）参加し、研修などを組むうえではもちろん御協力させていただく。

市民後見人というのは第３のカテゴリー（親族の後見人でもなく専門職後見人でもない）であるが、本来、家庭裁判所が専門職後見人を選任する事案は、「専門職でないといけない事案」に限定していくべきと考えている。今は第３のカテゴリーというものがないから、親族を後見人に選任できない事案というのは専門職後見人を選定せざるを得ないということになっているところを、本来の姿形に戻せればと考えている。

後藤主任調査官：　市民後見人の単独受任にこだわらなくていいのではないか。最初はどうしても三士会の協力がいるような事案が多いため、現実的なイメージでは、市民後見人が活躍するのは、多くは「専門職と一緒に選任されて、並走してやって、ことが落ち着いたら市民後見人にひとりでやってもらう」というようなケースなのではないか。その方がケースも多いし、ニーズも高いと思う。

そのニーズに応えられる体制であれば、途中から、「専門職で動いているが、事案が落ち着いてきたから、市民後見人のどなたかに交代できないか、と専門職後見人が裁判所に申し出て推薦依頼につながる」といったこともあると思う。このように全体的なゴールも、多様さがあってもいいと思う。

（清水構成員）：　私は裾野を広げていって、ある程度の素養ができた人たちの中からピックアップしていく方が良いと思う。

焦らなくてよい。養成し、適性の見極めもいると思う。じっくり継続性のあるシステムを作った方が良いと思う。

（神野構成員）：　変更点も含めて、私はこれでやってみたらどうかと思う。今回、具体的なスキームが書いてあるが、これはどこかの自治体を参考にしたのか。

（事　務　局）：　いくつかの先進市のシステムを参考に作成した。

（坂下弁護士）：　進め方としては賛同する。せっかく議論を重ねてここまで設計されたものがあるので、着々と進めていくべきである。

　　　　　　　　　　 ところで、複数後見で受任するときに、専門職が受任した場合に、報酬はどうなるのか。広島家裁が、市民後見人は報酬付与しない事案を前提としているという考えを示しておられる中で、報酬を付与するほどの財産もない案件が十分対象となる可能性があったときに、複数後見で選任された専門職の報酬については、どのように考えるべきなのか。もちろん、報酬がなくても地域福祉という視点から取り組むだろう専門職はたくさんいるが、本人の善意によりかかるような制度は、制度的には破たんしていると思う。

　　　　　　　　　　 それから、市民後見人バンクに登録したあとに、スキルを落とさない、あるいはアップさせるために、専門職の後見活動に日常的にかかわるような、オンザジョブトレーニングに似たような活動をイメージしているのかと思うが、この点について気になるのが守秘義務の問題である。後見人という立場から発生する守秘義務があり、その義務違反に問われない余地があるのかどうか。また、弁護士で言えば、その立場から弁護士法に基づく守秘義務があるので、その抵触の問題は回避できるのかという問題ある。本人が個人情報やプライバシーを第３者に提供したり開示することに同意してくれれば済む話だが、被後見人は、能力的に見て、そういうプライバシー・個人情報開示について同意能力があるのかという問題も出てくるし、当然後見人に本人の個人情報を利用・提供することについての同意権はないので、この辺の理論的問題をどう乗り越えるのかというのが気になる。

また、弁護士が就任するのは紛争性が高くて、ある意味特殊な事案が大半だが、それが紛争性のない事案を処理することが期待されている市民後見人候補者のトレーニングになるのかと思う。

オンザジョブトレーニングのアイデアを否定するわけではないが、その理論的な難しさと事案の適切性というところに障害があるという風に思うので、むしろ、専門職としては候補者の適切さを判断する委員会とか、まさしくフォローアップの場面で随時お困りごとにアドバイスをしていく形での役回りの方がはるかに演じやすいと思う。

（清水構成員）：　報酬の裏付けがないと言われたのは市民後見人の方か、それとも専門職の方か。

（坂下構成員）：　専門職後見人の方である。

（清水構成員）：　守秘義務の問題はかなりシビアで、後見人でない人を連れて行くということは問題が出てくるという風には思う。一方で、市民後見人の支障のないところに来てもらって、さっきの第３の後見人として担っていただくのであれば、身上監護と財産管理の所をある程度押さえていければ、すっと入っていけるという気も全くしないわけではないので、養成さえちゃんとして適性であれば大丈夫という気はする。

一番問題なのは、経済的虐待か身体的虐待のある事案であるため、それ以外の事案についてであれば問題ない。市民後見人が、被後見人に会いに行く頻度としては月１回というのではなく、かなりの頻度で会いに行かれているようなので、まったく職業後見人とは違うと思う。だから養成は早く始め、じっくりと市民を養成したほうがよい。

（広森構成員）：　私も、今の一緒に稼働して、というところは引っかかっていたところで、ずっとこの時間これをするというような活動の状況ではないので具体的には難しいのかなと。あと私たち（社会福祉士会）が、みなさんどういった案件をもってされているかということを把握はできていないので、養成をされた時にどういう案件を具体的に想定してお願いするのかという、具体的なイメージがつながらない。反対に、他市町での社協の法人後見をたくさんしているところに行き、そこには専門的に法人後見の担当職員さんがいるので、そこで実習めいたことをした方が、より身近なところで全部把握しているから、社協で研修をした方が学べると思う。

（事　務　局）：　日常的に権利擁護活動に関わってもらい、と書いた辺は、非常に難しいということは分かった。

⑷　資料４と資料５の説明

（清水構成員）：　前回の懇談会から間があいて、何にもしていないだろうと思っていた。予算を計上しようとすれば、９月頃までには事業内容を固めないといけないのではないか。そろそろ正念場ではないかと思う。このまま行ったら、来年も無理だと思う。

（事　務　局）：　今日いただいた話を整理しながら、今後また検討しようと思う。引き続き御協力をいただきたい。